

○事務局長 それではご起立をお願いいたします。おはようございます。本日は3名の方から欠席届が出ておりますけれども、過半数に達しておりますので会議は成立をいたしております。それではただいまより、令和4年度第13回多良木町農業委員会総会を開催いたします。開催に当たりまして会長ご挨拶をお願いいたします。はい。

○議長 （会長挨拶）

○事務局長 はい、ありがとうございました。それでは会議規則第4条により、会長は総会の議長となり、議事を整理するとなっておりますので、会長よろしくをお願いいたします。はい。

○議長 はい、それでは座らせていただいて進めさせていただきます。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員に、8番の井上委員、9番の福屋委員を指名いたします。よろしくお願いします。日程第2、議案第37号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 はい、事務局。それでは、1ページ目をお開きください。日程第2、議案第37号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、下記のとおり、農地の権利移転等についての許可申請があったので、許可不許可についての意見を決定するものでございます。

（5件の申請について説明）

以上です。よろしくお願いします。

○議長 はい。続いて事前調査の報告をお願いいたします。

○2番委員 それでは事前報告をします。議案第37号の農地法3条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回5件の申請がありましたが、昨日、3月9日に、2番私、16番塩塚委員、17番松岡委員で調査いたしました。番号1の申請につきましては先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内農地になります。許可の判断につきましては農地法第3条第2項による農地法第3条第2項に規定する、不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお、売買価格は60万5150円で、10アールあたり、35万円です。続きまして、番号2の申請につきまして先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内農地となります。許可の判断につきましては、農地法第2条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たすということで申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお、販売価格は、10万円で、10アール当たり、32万513円です。続きまして番号3の申請につきましては先ほど説明された箇所になります。農振農用地区域外農地となります。許可の判断につきましては農地法第3条第2項に規定するほかの要件には該当せず、許可要件を満たしていることで、申請は妥当であるとの協議結果でございます。なお販売価格は、28万9200円で

10 アール当たり 40 万円です。続きまして、番号 4 の申請につきましては、先ほど説明された箇所になります。農振農用地区域外農地となります。許可の判断につきましては、農地法第 3 条第 2 項に規定する、不許可の要件には該当せず、許可要件を満たすということで申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお、販売価格は 20 万 1600 円で、10 アール当たり 40 万円です。最後に番号 5 でございます。この申請につきましては、先ほど説明された箇所になります。農振農用地区域外農地となります。許可の判断につきましては、農地法第 3 条第 2 項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしていることで、申請は妥当であるとの協議結果でございます。なお、販売価格は 14 万 5400 円で、10 アール当たり 20 万円です。以上、事前調査報告終わります。

○議長 はい、ただいま事務局の説明と、事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。

○14 番委員 4 番の件につきましてこれ、地図の中に、建物が建っているようですが。

○係長 はい、こちらのほうですね。下の地図の部分と上の図面の部分がちょっとあっておりませんで、建物にかかっているような形にはなってますけども、実際は、この建物には、かかっておりません。この図面の整合性のものとなります。

○議長 ほかに何かございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続きまして、日程第 3、議案第 38 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○赤川係長 はい。それでは 6 ページ目でございます。日程第 3、議案第 38 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、下記のとおり、農地を農地以外のものにするための許可申請があったので、許可、不許可についての副申意見を決定するものでございます。

(2 件の申請について説明)

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長 はい。続いて事前調査の報告をお願いいたします。

○16 番委員 議案第 38 号の農地法第 5 条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回、2 件の申請がありましたが、昨日の 3 月 9 日に 2 番。田島委員 16 番、私、17 番、松岡委員で調査いたしました。番号 1 の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、本件は始末書を、つけての申請となっております。申請された農地の区分は、農振農用地区域内農地及び区域外農地が混在し、第 1 種農地となりますが、用途が、畜舎や堆肥舎などの農業用施設ということで、不許可の例外に当たり、立地基準を満たしていると考えます。また、一般基準においても、農地法第 5 条第 2 項及び施行規則第 57 条の不許可の要件

には該当しないと思われますので、一般基準も満たしていると考えます。したがって、本件は、立地基準及び一般基準の両面から、転用許可基準を満たしていると思われます。次に、2番の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、申請された農地の区分は、農振農振農用地区域外農地で、第1種農地となりますが、農地法施行規則第33条第4号による住宅その他申請に係る、土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されたものとして、立地基準を満たしていると考えます。また、一般基準においても、農地法第5条第2項及び施行規則第57条の不許可の要件には該当しないと思われますので、一般基準を満たしていると考えます。したがって本件は、立地基準及び一般基準の両面から、転用許可基準を満たしていると思われます。報告を終わります。

○議長 はい、ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが本件について、何かご意見はございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第4、議案第39号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。本件については、議事参与の案件がございますので、北崎委員は退席をお願いいたします。はい、それでは事務局より説明をお願いいたします。

○係長 はい、事務局。それでは9ページ目でございます。日程第4、議案第39号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、令和5年第3回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による、別紙計画書について、3月3日付で多良木町長より、農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは、退席されました方の集積計画についてご説明をいたします。

(議事参与者分の説明)

以上で説明を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。はい。ないようでしたら、本件は原案どおり決定をいたします。入室をお願いいたします。それでは残りの案件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 はい、事務局。それでは、別冊の集積計画にてまた説明をいたします。

(残りの案件について説明)

以上で説明を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが本件についてご意見はございませんか。ないようでしたら、お諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。はい。異議なしと認め本件は原案どおり決定をいたします。続きまして、日程第5、議案第40号、農地法第3条第2項第5号、括弧書きに規定する別段面積の廃止についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 はい、事務局。それでは、10 ページ目でございます。日程第 5、議案第 40 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号、括弧書きに規定する別段面積の廃止について。農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きに規定する別段面積について、別紙のとおり定めていたところであるが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、令和 4 年法律第 56 号、以下改正法という、第 5 条の規定により、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する、下限面積が削除されることから、改正法の施行日、令和 5 年 4 月 1 日以降、別段面積を廃止することとするものでございます。別紙ということで次の 11 ページ目をお願いいたします。こちらが平成 27 年 1 月 5 日付けで、多良木町農業委員会で告知しております分でございます。こちらが、通常下限面積ということで、5000 平米、5 反以上持たないと、農地を取得出来ないということでございまして、ただし、農業委員会のほうで、面積を下げるができるという、法律がございまして、そのことで、球磨川より以北、それから幸野溝より以南につきましては、5 反ではなく、下限面積を 2 反にするということで農業委員会のほうで規定し、これまでしておったところでございます。こちらがその時の報告時の内容でございます。こちらに書いてあります、多良木の多良木、黒肥地、久米、奥野、槻木の各字の部分が、今回してあったところでございます。それから次の 12 ページです。別紙 2 ということでですけども、こちら、令和 2 年 7 月 17 日付けで告示した分でございます。こちらは、空き家に付随した農地ということで、こちらは、別段面積ということで、下限面積を 1 アール以上、この空き家に付随した農地に限り、1 アール以上でも、農地の取得ができるということで、今回、しておりましたけれども、今回これが法律改正によりまして、下限面積が、撤廃されるということで、今回この告示の分を廃止ということでの議案となっております。以上説明終わります。

○議長 はい。ただいま本件について事務局より説明がございましたが、皆さん方何かご意見はございませんか。ないようでしたらお諮りいたします。本件についてご異議はございませんか。はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続きまして日程第 6、議案第 41 号、非農地証明願に対する判断についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○係長 はい、事務局。それでは、13 ページ目でございます。日程第 6、議案第 41 号、農地証明願に対する判断について、下記のとおり、農地証明願があったので、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かについての判断を行うものでございます。

(3 件の申請について説明)

以上説明終わります。

○議長 それでは事前調査の報告をお願いいたします。

○17 番委員 17 番松岡です。議案第 41 号の非農地証明に対する調査報告をいたします。今回、3 件の申請がありましたが、昨日、3 月 9 日に 2 番、田島委員 16 番、塩塚委員、17 番、私

松岡で調査いたしました。番号 1 番、2 番、3 番については、先ほど説明された箇所になりますが、申請された農地の区分は、農振農用地地域外農地で木や雑草が生い茂り、長期間にわたり耕作されておらず、人力または農業用機械での耕起、整備が困難と思われます。よって、熊本県が定める、非農地証明事務処理要項の非農地証明の基準の A その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当すると思われますので、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地ではなく、非農地と判断できると考えます。以上です。

○議長 はい。ただいま事務局の説明と、事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたら、お諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続きまして日程第 7、報告第 14 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 それでは、15 ページ目でございます。日程第 7、報告第 14 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について、令和 5 年 1 月 26 日から令和 5 年 2 月 27 日までの分となっております。こちら、解約後のその後の農地の耕作者等の分について、ご報告だけさせていただきます。

(17 件の申請について報告)

以上報告終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より報告がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。ないようでしたら、日程第 7、報告第 14 号はこれで終わりたいと思います。続きまして日程第 8、次回総会に伴う事前調査委員の指名を行います。まず、事前調査ですが、4 月の 7 日、午前 9 時から、行いたいと思います。調査委員に、3 番の本田委員、4 番の川邊委員、18 番の猪口委員の指名をいたしたいと思いますが、本田委員と川邊委員、よろしいでしょうか。(2 名よりはいいの声) はい、よろしくお願いします。猪口委員には事務局から確認をお願いいたします。続きまして、総会が 4 月の 10 日、午後 4 時から行いたいと思います。これは歓送迎会を、計画を 4 月に入ってからですね、事務局長が退職をいたしますし、また新たな体制が決定をしますので、それを含めまして歓送迎会の計画をしたいと思いますが、時間については 4 時でよろしいでしょうか。はい、それでは 4 月 10 日の午後 4 時から総会、2 階の庁議室ということでよろしくお願いします。以上で本日提案された議案の審議及び報告事項は終了致しました。議事録については支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。

○事務局長 はい。これをもちまして令和 4 年度第 13 回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。お世話になりました。

以上会議の顛末に相違ないことを称する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記